

第9次総量削減計画（素案）及び 総量規制基準（素案）について（概要）

1 水質総量削減制度

瀬戸内海等の閉鎖性海域では、水質汚濁防止法に基づく排水基準（濃度基準）のみによっては、化学的酸素要求量（COD）等の環境基準達成が困難なことから、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する「水質総量削減制度」が導入されている。

この制度では、環境大臣が定めた化学的酸素要求量（COD）等に係る削減目標を達成するため必要な事項を定めた「総量削減計画」の策定とともに、50m³/日以上の特定事業場の化学的酸素要求量（COD）等の汚濁負荷量を規制した「総量規制基準」を定めることとなっている。

2 総量削減計画（素案）の概要

良好な水質と生物多様性や生産性など自然の恵みが享受できる「とくしまのSATOUMI（里海）」の実現を目指す。

（1）目標年度 令和6年度

（2）削減目標量（1日あたりの発生量）

「化学的酸素要求量（COD）」については、良好な水質を次世代に継承するために、生活排水処理施設の整備促進等により更なる削減を行う。

「窒素・りん」の栄養塩については、藻類の色落ちや漁獲量の減少との蓋然性を見据えながら、良好な水質と生物多様性・生産性を両立させるため、削減目標量は現状維持とする。

第9次目標	COD	窒素含有量	りん含有量
令和6年度	33トン	19トン	1.5トン
（第8次目標）	（34トン）	（19トン）	（1.5トン）

（3）とくしまのSATOUMI（里海）を実現するための3つの戦略

① 汚濁負荷削減による水質保全

下水道等の整備・管理，事業場等の監視指導，農水産系排水の対策 等

② 生物多様性・生産性の確保に向けた水環境の改善

栄養塩類管理の推進，ブルーカーボン生態系を支える藻場・干潟の保全 等

③ 基盤となる施策の推進

「里海」創生リーダーの育成，水教育の実施，DXの推進による情報発信 等

3 総量規制基準（素案）の概要

総量規制とは、工場・事業場などの排水に含まれる汚濁物質（化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量）について、濃度ではなく、含まれている量（濃度×排水量）により規制することである。

（1）基準の適用について

- ① 適用する地域
海部郡（美波町赤松地区を除く。）を除いた県内区域
- ② 適用する工場・事業場
1日当たりの平均的な排水量が50m³以上の特定事業場
- ③ 対象項目
化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量

（2）総量規制基準（排出が許容される汚濁負荷量）の算出式

総量規制基準値（L）	＝汚濁物質の濃度（C）	×特定排水量（Q）	×1/1000
[kg/日]	[mg/L]	[m ³ /日]	

※C値は業種毎に定める 例：パルプ製造業70mg/L など215種

$$\begin{aligned} \text{COD } L_c \text{ (kg/日)} &= (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3} \\ \text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} &= (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3} \\ \text{りん } L_p \text{ (kg/日)} &= (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3} \end{aligned}$$

※Qは、表1の時期区分の特定排水の水量（m³/日）

※Cは、Qの時期区分ごとの水量に対応して、都府県知事が定める値（濃度：mg/L）

表1 Q（特定排水の量）の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55.7.1～H3.6.30に増加した水量	Q _{ci}		
H3.7.1～H14.9.30に増加した水量	Q _{cj}		
H14.10.1以降に増加した水量		Q _{ni}	Q _{pi}

（3）総量規制基準（素案）について

国が定める「業種等の区分」「時期区分」及び「C値の範囲」に変更がなく、第8次のC値を継続することで削減目標量を達成できる見込みであるため、総量規制基準については、第8次から据え置き（変更なし）とする。